

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 8月31日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 規 則

○富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 8月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第44号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第31号を削り、同項第32号中「様式第32号」を「様式第31号」に改め、同号を同項第31号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(32) 法第54条の 9 第 3 項の規定による認可の申請書 医療法人定款（寄附行為）  
変更認可申請書（様式第32号）

第 2 条第 1 項第35号中「第57条第 4 項」を「第58条の 2 第 4 項（法第59条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「医療法人合併認可申請書」を「医療法人吸収合併（新設合併）認可申請書」に改め、同項第37号中「様式第37号」を「様式第38号」に改め、同号を同項第38号とし、同項第36号中「様式第36号」を「様式第37号」に改め、同号を同項第37号とし、同項第35号の次に次の 1 号を加える。

(36) 法第60条の 3 第 4 項（法第61条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）  
の規定による認可の申請書 医療法人吸収分割（新設分割）認可申請書（様式

第36号)

第 2 条第 2 項中「同項第32号」を「同項第31号」に改める。

様式第31号を削り、様式第32号を様式第31号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第32号（第2条関係）

定 款  
医療法人 変更認可申請書  
寄附行為

年 月 日

富山県知事

殿

申請者

印

定款（寄附行為）の一部を変更したいので、医療法第54条の9第3項の規定により申請します。

医療法人の名称及び主たる事務所の所在地		代表者の住所及び氏名	
変更しようとする理由			
変更しようとする事項	変更前	変更事項	変更後

## 添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 定款又は寄附行為の変更により当該医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を新たに開設しようとする場合には、病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに管理者となるべき者の氏名を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 3 定款又は寄附行為の変更により当該医療法人が医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合には、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 4 定款又は寄附行為の変更により社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合には、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

様式第35号を次のように改める。

---

## 様式第35号（第2条関係）

吸収合併  
医療法人 認可申請書  
新設合併

年 月 日

富山県知事

殿

申請者

印

次のとおり医療法人の吸収合併（新設合併）をしたいので、医療法第58条の2第4項（第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項）の規定により申請します。

吸収合併存続医療法人 （新設合併設立医療法人）の名称及び主たる事務所の所在地		代表者の 住所及び 氏名	
吸収合併消滅医療法人 （新設合併消滅医療法人）の名称及び主たる事務所の所在地		代表者の 住所及び 氏名	
吸収合併（新設合併） をする理由			

## 添付書類

- 1 吸収合併の認可を申請する場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 医療法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
  - (2) 吸収合併契約書の写し
  - (3) 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
  - (4) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
  - (5) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
  - (6) 吸収合併存続医療法人に係る吸収合併後2年間の事業計画及びこれに

伴う予算書、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書並びに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

2 新設合併の認可を申請する場合にあっては、次に掲げる書類

- (1) 医療法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類
- (2) 新設合併契約書の写し
- (3) 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- (4) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (6) 新設合併設立医療法人に係る新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書並びに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

様式第37号を様式第38号とし、様式第36号を様式第37号とし、様式第35号の次に次の1様式を加える。

## 様式第36号（第2条関係）

吸収分割  
医療法人 認可申請書  
新設分割

年 月 日

富山県知事

殿

申請者

印

次のとおり医療法人の吸収分割（新設分割）をしたいので、医療法第60条の3第4項（第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第4項）の規定により申請します。

吸収分割医療法人（新設分割医療法人）の名称及び主たる事務所の所在地		代表者の住所及び氏名	
吸収分割承継医療法人（新設分割設立医療法人）の名称及び主たる事務所の所在地		代表者の住所及び氏名	
吸収分割（新設分割）をする理由			

## 添付書類

- 1 吸収分割の認可を申請する場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 医療法第60条の3第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類
  - (2) 吸収分割契約書の写し
  - (3) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
  - (4) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
  - (5) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表



- 
- (6) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人に係る吸収分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書並びに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 2 新設分割の認可を申請する場合にあっては、次に掲げる書類
- (1) 医療法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類
- (2) 新設分割計画の写し
- (3) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (4) 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (6) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人に係る新設分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書並びに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
-

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県医療法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医 務 課)